

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されていますが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念されています。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然ですが、平成21年9月の消費者庁が設置されるまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差があります。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在します。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在しますが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制の強化等、継続的な経費への活用にはおのずと限界があります。

よって、国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を強く要請します。

記

1 実効的な財政措置

地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

2 地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示

都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

3 消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制度の創設

専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月22日

長 崎 市 議 会